

## 流域治水を広報するための絵本

### 「流域戦隊 チスイレンジャー」を公表！！

～絵本・高校生と協働制作した映像・カード・ロゴマークを一挙発表～

北上川下流河川事務所では、子供たちが楽しく流域治水を学ぶ広報資料として「流域戦隊 チスイレンジャー」の絵本を作成。さらに絵本を活用し宮城県松島高校と協働で絵本を映像化しました。また、流域治水の取り組みを簡単に学べる広報資料として「流域戦隊 チスイレンジャーカード」も作成しましたので、これらを公表いたします。

- 「あらゆる関係者で協力して、命やまちを守る流域治水について楽しみながら地域の方に学んでほしい」という想いを込めて、流域治水広報資料「流域戦隊 チスイレンジャー」を作成しました。
- 今回の広報活動を象徴するキャラクター及びロゴマークの商標登録が完了したため、正式に発表いたします。
- 流域治水を全国各地で広く周知し、地域の防災意識の向上にご活用いただければと思います。

各広報ツールは次の URL からご覧いただけます。

事務所 HP : [https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui\\_ranger.html](https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui_ranger.html)

映像 : <https://youtu.be/dcB0hPQa0sE>

(添付資料)

別紙 1

広報ツールの詳細

参考

「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク使用規程・使用ガイドライン

#### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住 所 : 宮城県石巻市蛇田字新下沼 80

電 話 : 0225-95-0194 (代表)



副所長 (企画)

いしい たかのり  
石井 貴範

(内線 205)

流域治水課長

かたやま かずしげ  
片山 一茂

(内線 351)



## 【企画背景】

○「流域治水」については、河川事業者の理解は進んできているものの、一般には普及していない状況であり、今後の流域治水の推進のためには、広く地域の方に「流域治水」を理解してもらうことが必要となることから、簡単で分かりやすい広報用の資料として企画・作成。

## 【コンセプト】

『「流域治水」への参加の形はいろいろ。  
身近にできる流域治水で、誰もがなれる流域のヒーロー！』

## 【ターゲット・目的】

- 広く流域治水を知って貰うためには対象別に作成することが効果的と考え、今回は小学生程度をターゲット。
- 子供に親しみやすく、読みやすい、手にとって読んでみたいと思ってくれるような特徴的なオリジナルキャラクターと、ストーリーを作成。
- イラストで流域の概念、流域治水の背景や取り組みのイメージをつかんでもらうため「絵本」で表現し、物語を理解するうえでさまざまな想像を膨らませる効果も期待している。
- また、一人一人の治水の取組と想いが大きな治水となって近年の水災害から町を守るイメージを、仲間が集まって敵と戦うレンジャーで表現。
- この絵本を通して、「流域治水」という言葉、身近にあるものが治水のアイテムとなり得ることを知って貰うこととともに水災害から町と命を守るために自分には何が出来るのかを考えるきっかけをあたえられるものにしたい。
- さらには、この絵本を貰って、家に帰ってからおうちの人と色塗りをするなど、周りを巻き込んで楽しみながら取り組んでほしい！



▲イベントでの読み聞かせの様子



『ちょこっと豆知識！』  
お話の途中には、治水に関する豆知識を記載！



『オリジナルレンジャーを作ろう！』  
絵本の裏表紙には、色塗り、レンジャーの名前、必殺技、取り組みの内容を自由に書き込める仕様！



▲塗り絵に取り組む子供達

絵本(A5)・紙芝居(A3)のダウンロードはこちら

[https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui\\_ranger.html](https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui_ranger.html)





# 宮城県松島高校と「流域戦隊 チスイレンジャー」を映像化！



- 北上川下流河川事務所では、流域治水を地域に向け発信するため、令和5年度に「流域戦隊 チスイレンジャー」の絵本を作成。これまで、各種イベントや出前講座にて読み聞かせを行うなど絵本を活用し子供に向けた流域治水の広報に取り組んできた。
- この度、より幅広い年齢層や多様な場面で、活用可能とするため、絵本の内容を映像コンテンツとして再構築し、地域の高校生と映像の作成を企画。
- 第1弾として宮城県松島高等学校の生徒7名に声をあていただき、「流域戦隊 チスイレンジャー」映像化を実施した。
- 今後作成した映像は、事務所HPでの公開や地域イベントでの上映など、さらなる普及に向け新たなコンテンツとして活用していく。



▲流域治水広報資料「流域戦隊 チスイレンジャー」



▲映像化レンジャー抜粋

動画視聴はこちらから

<https://youtu.be/dcBOhPQa0sE>

※Youtubeをご覧いただけない方は、事務所HPからご視聴ください。



▲流域治水についての事前勉強



▲録音の様子



▲ご協力いただいた松島高校の皆さん



- 流域治水広報資料「流域戦隊 チスイレンジャー」に登場するレンジャー達のそれぞれの取り組みを具体的に学ぶことができる「流域戦隊 チスイレンジャーカード」を全8種作成。
- また、流域治水の取り組みや効果の情報の提供と同時に、災害時の緊急連絡先や家族との待ち合わせの場所などを記入するスペースを設け、緊急時の行動につなげる「防災カード」としての役割を持つ仕様としている。
- 作成した「流域戦隊 チスイレンジャーカード」は、出前講座やイベントにて参加者へ配布する予定。
- 流域治水について学ぶとともに、日頃から身に着けておくことで、緊急時の適切な行動につながる防災ツールとして活用し、地域の防災力の向上につながることを期待している。

レンジャーの具体的な流域治水の取り組みの内容や仕組み、効果を写真と図で解説！

**表**

**チスイレッド**



**得意技**

川から水があふれるのを防ぐ！  
 川の水があふれないように堤防を造るぞ！  
 川にたくさんの水が流せるように掘削して  
 川の幅を広げるんだ！

**裏**

**【流域治水の情報①】**  
 キーワード：河川堤防  
 川に沿って土を盛り、水がまちにあふれるのを防ぎます。川の管理者は強い堤防を整備して水害から町を守ります。

**【流域治水の情報②】**  
 キーワード：河道掘削  
 河道掘削は、洪水時の水位を下げる効果があります。川の中を掘って土砂を取り出すことで、川の中が広くなり、水が流れやすくなります。



水位を下げる効果

家族との待ち合わせの場所・方法を書いておこう！

地震・津波の時	場所	方法
大雨・台風の時	場所	方法



カードで学べる流域治水の取り組み情報を「キーワード」で明確に！



緊急時の対応や、重要な情報を記載！  
 (ex.避難所を書いておこう。近所の助け合いリストを書いておこう。・・・など)  
 すべてのカードに異なる情報を記入できます。

こちらのカードはデータの提供は行っておりません。  
 出前講座やイベント等でのみ配布する予定です。



○ 流域治水を広く普及することを目的とした「流域戦隊 チスイレンジャー」を活用し、地域のイベントや防災学習、避難訓練等で読み聞かせによる防災・減災に向けた情報発信に取り組んでいる。



▲石巻開北小学校出前講座



▲石巻桃生町「むすび祭り」



▲石巻市防災・震災伝承のつどい



▲石巻市渡波「こがねはマルシェ」



▲大崎市古川大宮児童センターでの防災講話



▲NPO防災士会みやぎの研修会での情報提供



▲利府町の子供たちに向けた読み聞かせ



▲大衡村ふるさと祭り

## 【生徒からの感想】

- ・自分たちでもできることがあることにびっくりしました。チスイレンジャーになれるように頑張ります。
  - ・花壇を作って雨をしみこませるのは、私たちにできると思って、作ってみようと思いました。
  - ・自分でできる限りのことをやりたくなりました。家に帰ったらもらった本を読んで準備したいと思います。
  - ・いろいろな対策や工夫が自分達の身近にたくさんあることを知って、私たちも流域治水アイテムを見つけて水害から町や命を守りたいと思いました。
  - ・大雨の時、どういう行動をすればいいのかマップや木、花、米、バスタブを使っての行動がよくわかりました。
  - ・流域治水の意味や対策など学んだことをこれから活かしていきたいと思いました。
- …など

# 「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク使用規程

令和7年3月28日  
北上川下流河川事務所

## (趣旨)

第1条 この規程は、北上川下流河川事務所（以下「当事務所」という。）が流域治水の普及を目的に作成した「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別記に掲げる図柄（モノクロを含む）をいう。

## (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、国土交通省 東北地方整備局（以下「当局」という。）に帰属する。

## (使用の許諾)

第4条 ロゴマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。

## (使用基準)

第5条 ロゴマークのデザインは、原則として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

1. ロゴマークの使用にあたっては、河川事業や流域治水に関わる自治体・団体・企業や流域治水に取り組む者自身が「流域治水の取り組み」や「河川事業、流域治水の普及促進」を周知することを目的とする。
2. 商標法施行令別表第35類の区分において該当する下記の用途に使用できるものとする。（区分の詳細については、商標法施行規則別表に示す通りとする。）
  - I 広報用印刷物、テキスト、名刺、シール等の紙・紙製品
  - II 看板・ポスター、SNSを活用したプロモーション等
3. 使用方法は、別紙『「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク使用ガイドライン』に示す通りとする。

4. 電子データは、下記の北上川下流河川事務所 HP からダウンロード可能とする。

[https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui\\_ranger.html](https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui_ranger.html)

(使用上の遵守事項)

第 6 条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 流域治水の取り組みに寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 当局の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (7) 当局の事業又は当事務所が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
- (8) 流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
- (9) 第 5 条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (10) その他当局が使用について不相当と認めた使用をしないこと。

(資料の提出)

第 7 条 当事務所は、ロゴマークを使用した資料等の提出を求めることができる。

(使用の制限)

第 8 条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当事務所はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 使用者が法令に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当事務所が不適切と認めた場合。

(使用料)

第 9 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(損失補償等の責任)

第 10 条 当局は、下記の通りロゴマークの使用に生じた一切の損失補償等の責任を負わないものとする。

1. ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用

者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、当局は、ロゴマークの使用により生じた損害についての責任を負わないものとする。

2. 使用者は、ロゴマークを使用した資料等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
3. 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意または過失により国土交通省 東北地方整備局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当局に賠償しなければならない。

#### (情報の公開)

第 11 条 当局はロゴマークの使用促進を図る観点から、使用の状況等について情報を公開することができる。

#### (規約の改定)

第 12 条 本使用規程は、当事務所により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

#### (使用ガイドライン)

第 11 条 ロゴマークの表現方法に関し必要な事項は、『「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク使用ガイドライン』に定める。

#### (その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当局が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。



【別記】「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク



ロゴマーク①



ロゴマーク②

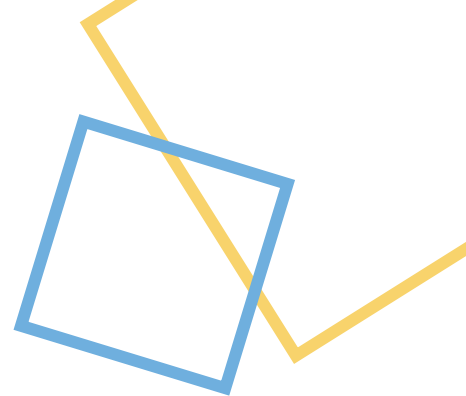
# 「流域戦隊 チスイレンジャー」 ロゴマーク使用ガイドライン



令和7年3月28日

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

# 1. はじめに



本ガイドラインは、「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマークの基準となる表現のルールを定めるものです。

ロゴ使用の基本事項をまとめた使用規程については、別資料『「流域戦隊 チスイレンジャー」ロゴマーク使用規程』をご参照ください。

本ロゴマークは、流域治水を全国各地で広く周知し、より多くの方に「流域治水」を知っていただくことを目的としています。



## 2. デザインコンセプト

### 流域治水 チスイレンジャー

#### 『森羅万象グリーン』

流域治水の取り組み：  
植林、高台に住む

#### 『セキユアパープル』

流域治水の取り組み：  
ハザードマップを確認  
安全な避難対策

#### 『フラワーピンク』

流域治水の取り組み：  
花壇に雨をしみこませる

#### 『バスタブルー』

流域治水の取り組み：  
大雨の日にできるだけ  
お風呂の水を流さない

#### 『チスイブラック』

下水道を整備する

#### 『チスイレッド』

堤防を整備する

#### 『ライスイエロー』

流域治水の取り組み：田んぼダム

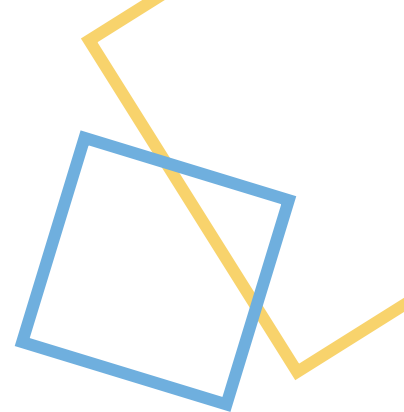


これまで主体となってハード対策を行ってきた2人のレンジャー『チスイレッド・チスイブラック』はしずくをモチーフにデザインしています。

気候変動を踏まえ、新たな水害対策『流域治水』に加わった5人のレンジャー『森羅万象グリーン・フラワーピンク・セキユアパープル・バスタブルー・ライスイエロー』は、それぞれの流域治水の取り組みからイメージしデザインしています。

### 3. カラーの指定について

「流域戦隊 チスイレンジャー」のロゴマークはフルカラーで印刷されることが基本ですが、印刷媒体の条件によっては、グレースケール（無段階調）での印刷も可能です。



#### フルカラー



#### グレースケール



■色指定 上段 CMYK  
下段 RGB

A

C100+M29  
#0081C9

B

C30+M9  
#C6E2F8

C

Y100+M100  
#C50018

D

K100  
251EC

E

K90  
#403D3C

F

K80  
#595858

G

K8  
#EBEBEB

## 4. カラーの指定について

「流域戦隊 チスイレンジャー」のキャラクターはフルカラーで印刷されることが基本ですが、印刷媒体の条件によっては、グレースケール（無段階調）での印刷も可能です。

### フルカラー



### グレースケール





## 5. 使用不可例



× 極端に色を変えてはいけません。



× 一部を切り取ってはいけません



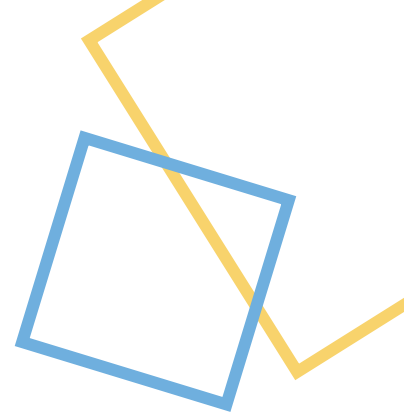
× 要素を足してはいけません



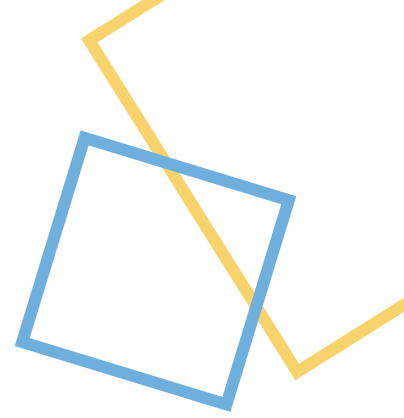
× 影をつけてはいけません



× 形・縦横比を変えてはいけません。



# 6. 使用不可例



× 極端に色を変えてはいけません。 × 影をつけてはいけません。



× 形・縦横比を変えてはいけません。 × 一部を切り取ってはいけません。 × 要素を追加してはいけません。

## 7. その他

- ロゴマークのデータおよび「流域戦隊 チスイレンジャー」の絵本データは、下記の事務所HPからダウンロード可能です。

URL：[https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui\\_ranger.html](https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/chisui_ranger.html)

- 日本全国での流域治水の推進、実践に向け、出前講座や流域治水の広報等幅広くご活用ください。
- ロゴマーク等の使用方法が、作成の趣旨に合致するかの判断が難しい場合には、北上川下流河川事務所までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 流域治水課  
〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80

Tel : 0225-94-9847

E-mail : thr-742chosa01@mlit.go.jp